

# 兵庫県公報

平成21年10月20日 火曜日 第 2126 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	1
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 平成21年度地籍調査事業計画（同）	2
○ 道路の位置指定（建築指導課）	2
<b>公 告</b>	
○ 特約業者の指定（税務課）	2
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	3
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（同）	3
○ 同 上（但馬県民局）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（中播磨県民局）	6
○ 同 上（都市計画課）	6
○ 同 上（東播磨県民局）	8
○ 同 上（中播磨県民局）	9
<b>病院局告示</b>	
○ 平成22年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験の実施	10
○ 平成22年度兵庫県立淡路看護専門学校の入学試験の実施	11
<b>病院局辞令</b>	
○ 上坂 邦夫ほか	12
<b>公安委員会告示</b>	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1079号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井戸敏三

### 太木里土地改良区

#### 退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	大橋正吾	豊岡市但東町東里73番地の1
同	森戸清高	同市但東町木村505番地

~~~~~

### 兵庫県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 土地改良区の名称 | 認可年月日 |
|----------|-------|
|          |       |

今田町土地改良区

平成21年10月 5 日

兵庫県告示第1081号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第 4 項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

太木里土地改良区

| 氏 名     | 住 所              |
|---------|------------------|
| 澤 田 倭 雄 | 豊岡市但東町太田243番地の 1 |
| 長谷川 進   | 同 市但東町東里239番地    |
| 坪 木 隆 晴 | 同 市但東町太田156番地の 1 |
| 澤 田 利 夫 | 同 市但東町太田215番地    |
| 京 川 修 三 | 同 市但東町木村408番地    |
| 梓 野 光 明 | 同 市但東町木村504番地    |
| 箴 部 勇 夫 | 同 市但東町東里92番地     |

兵庫県告示第1082号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成21年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域             | 調 査 期 間                   |
|-----------|---------------------|---------------------------|
| 南あわじ市     | 南あわじ市のうち松帆志知川及び松帆西路 | 平成21年10月から<br>平成22年 3 月まで |

兵庫県告示第1083号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。なお、その関係図書は、平成21年10月20日から淡路県民局洲本土木事務所建築課において縦覧に供する。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

| 指 定 番 号           | 指定年月日<br>(平成年月日) | 道 路 の 位 置          | 幅 員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|-------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 第H21淡路位置<br>0003号 | 21. 10. 1        | 洲本市本町七丁目369番 2 の一部 | 6. 10         | 24. 92        |
|                   |                  |                    | 6. 00         | 46. 70        |

公 告

特約業者の指定

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

|           |                 |           |
|-----------|-----------------|-----------|
| 氏名又は名称    | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定年月日     |
| 富士砥油 株式会社 | 神戸市中央区新港町4番5号   | 平成21年9月1日 |



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎郡福崎町西田原字辻ノ前1620番1、1620番5、1620番6、1621番1、1624番1、1625番2、1626番、1627番、1628番、1632番7
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市伊伝居6番1  
有馬不動産 代表者 有 馬 久 和
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成21年9月24日  
兵庫県指令中播（姫土）第1-2-2号（20福崎）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
たつの市龍野町日山字岡田221番の一部、221番2の一部、221番4の一部、222番1、222番4、字土井ノ戸256番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
姫路市網干区浜田213番地の2  
有限会社 大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成21年9月7日  
兵庫県指令西播（光土）（建）第1-15-2号（20たつの）



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 （仮称）ホームプラザナフコ猪名川店  
所在地 川辺郡猪名川町つつが丘二丁目33番2号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ナフコ  
代表者の氏名 深 町 勝 義  
住所 北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 株式会社ナフコ  
代表者の氏名 深 町 勝 義

住所 北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番10号

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年 5月30日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,597平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

223台

(2) 駐輪場の収容台数

59台

(3) 荷さばき施設の面積

109平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

17.8立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|------------|------|------|
| 株式会社ナフコ    | 午前7時 | 午後9時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前6時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成21年 9月29日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年10月20日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 2月22日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月20日

但馬県民局長 谷 口 進 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) フレッシュバザール豊岡宮島店

所在地 豊岡市宮島261ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社藤屋

代表者の氏名 佐 藤 総二郎

住所 京都府福知山市字上紺屋15番地

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

名称 株式会社さとう

代表者の氏名 佐 藤 総二郎

住所 京都府福知山市字上紺屋15番地

外未定

4 大規模小売店舗を新設する日

平成23年3月3日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,920平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

160台

(2) 駐輪場の収容台数

83台

(3) 荷さばき施設の面積

145平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

59.7立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称     | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|----------------|------|-------|
| 株式会社さとう<br>外未定 | 午前8時 | 翌午前0時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

入口1箇所、出口3箇所、出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成21年9月29日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成21年10月20日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年2月22日

(2) 提出先

但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月20日

中播磨県民局長 笹 倉 雅 人

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ゴダイドラッグ市川店  
 所在地 神崎郡市川町西川辺字的場499ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 ア 変更前  

|            |         |                  |
|------------|---------|------------------|
| 名称         | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社    | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| 株式会社ブックバーン | 柿 内 宏 一 | 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  |

 イ 変更後  

|          |         |                      |
|----------|---------|----------------------|
| 名称       | 代表者の氏名  | 住所                   |
| ゴダイ株式会社  | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6     |
| 株式会社大創産業 | 矢 野 博 丈 | 広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号 |
- 4 変更年月日  
平成18年6月12日
- 5 届出年月日  
平成21年9月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間  
 (1) 縦覧場所  
兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
 (2) 縦覧期間  
平成21年10月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先  
 (1) 提出期限  
平成22年2月22日  
 (2) 提出先  
中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び同条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 マックスバリュ東山店  
 所在地 姫路市東山181-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
| 株式会社いない        | 稲 井 範 行 | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  |
| 株式会社未来屋書店      | 中 山 章   | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   |
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
| 株式会社いない        | 稲 井 範 行 | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  |
| 株式会社未来屋書店      | 柿 内 宏 一 | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   |
    - イ 変更後
 

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
| 株式会社いない        | 稲 井 範 行 | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  |
| 株式会社未来屋書店      | 中 山 章   | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   |
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
 

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
| 株式会社いない        | 稲 井 範 行 | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  |
| 株式会社未来屋書店      | 柿 内 宏 一 | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   |
| 外未定            |         |                  |
    - イ 変更後
 

|                |         |                  |
|----------------|---------|------------------|
| 名称             | 代表者の氏名  | 住所               |
| ゴダイ株式会社        | 浦 上 晃 之 | 加古川市野口町野口160番地の6 |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 藤 本 昭   | 姫路市北条口四丁目4番地     |
| 株式会社いない        | 稲 井 範 行 | 鳥取県倉吉市河原町1770番地  |
| 株式会社未来屋書店      | 中 山 章   | 千葉県美浜区中瀬一丁目6番地   |
| 株式会社セリア        | 河 合 宏 光 | 岐阜県大垣市外瀬二丁目38番地  |
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 変更前
 

| 小売業を行う者の名称     | 開店時刻   | 閉店時刻  |
|----------------|--------|-------|
| ゴダイ株式会社        | 午前9時   | 午後9時  |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 24時間営業 |       |
| 株式会社いない        | 午前9時   | 午後9時  |
| 株式会社未来屋書店      | 午前10時  | 翌午前0時 |
|                |        |       |

|    |      |         |
|----|------|---------|
| 未定 | 午前9時 | 午後9時45分 |
|----|------|---------|

## イ 変更後

| 小売業を行う者の名称     | 開店時刻   | 閉店時刻    |
|----------------|--------|---------|
| ゴダイ株式会社        | 午前9時   | 翌午前0時   |
| マックスバリュ西日本株式会社 | 24時間営業 |         |
| 株式会社いない        | 午前9時   | 午後9時    |
| 株式会社未来屋書店      | 午前10時  | 翌午前0時   |
| 株式会社セリア        | 午前9時   | 午後9時45分 |

## 4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成20年12月12日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
平成20年12月12日ほか
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成21年10月1日

## 5 届出年月日

平成21年9月18日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間  
平成21年10月20日から4月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
平成22年2月22日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

~~~~~

## 大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成21年10月20日

東播磨県民局長 宮野敏明

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ東加古川  
所在地 加古川市平岡町西谷字北側77-1

## 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 生活協同組合コープこうべ  
代表者の氏名 浅田克己



住所 神戸市東灘区住吉本町一丁目 3 番19号

3 変更事項

(1) 駐車場の収容台数

ア 変更前

109台

イ 変更後

73台

(2) 駐車場の自動車の出入口の数

ア 変更前

入口 2 箇所、出口 2 箇所、出入口14箇所

イ 変更後

入口 1 箇所、出口 1 箇所、出入口14箇所

4 変更年月日

平成22年 5 月10日

5 届出年月日

平成21年 9 月 9 日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成21年10月20日から 4 月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 2 月22日

(2) 提出先

東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97- 1



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年10月20日

中播磨県民局長 笹 倉 雅 人

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ市川店

所在地 神崎郡市川町西川辺字的場499ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
ゴダイ株式会社	浦 上 晃 之	加古川市野口町野口160番地の 6
マックスパリュ西日本株式会社	藤 本 昭	姫路市北条口四丁目 4 番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻

ゴダイ株式会社	午前10時	午後 9 時
株式会社大創産業	午前10時	午後10時

## イ 変更後

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
ゴダイ株式会社	午前 9 時	翌午前 0 時
株式会社大創産業	午前10時	午後10時

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

## ア 変更前

午前 9 時45分から午後10時15分まで

## イ 変更後

午前 8 時45分から翌午前 0 時15分まで

## 4 変更年月日

平成21年10月 1 日

## 5 届出年月日

平成21年 9 月18日

## 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

## (1) 縦覧場所

兵庫県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課

## (2) 縦覧期間

平成21年10月20日から 4 月間

## 7 意見書の提出期限及び提出先

## (1) 提出期限

平成22年 2 月22日

## (2) 提出先

中播磨県民局姫路土木事務所まちづくり建築課  
〒670-0947 姫路市北条一丁目98番地

## 病 院 局 告 示

## 兵庫県病院局告示第17号

兵庫県立柏原看護専門学校学則（平成14年兵庫県病院局管理規程第23号）第12条第 1 項の規定により、平成22年度兵庫県立柏原看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

平成21年10月20日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

## 1 募集人員 40人

## 2 修学年限 3年

## 3 試験日時

平成22年 1 月22日（金）午前 9 時から午後 5 時まで

## 4 試験場所

丹波市柏原町柏原5600番地 県立丹波の森公苑

## 5 試験の方法及び科目

## (1) 学科試験

国語総合（古文及び漢文を除く。）、数学Ⅰ・数学A及び英語Ⅰ・英語Ⅱ

## (2) 面接

## 6 受験資格

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成22年 3 月卒業見込みの者を含む。）又はその他学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第 1 項の規定に該当する者（入学時において該当する見込みの者を含む。）

個別に入学資格審査が必要な者は、平成21年11月6日(金)までに県立柏原看護専門学校まで申し出ること。

7 受験手続

(1) 提出書類

入学願書その他の添付書類

(県立柏原看護専門学校において配布する。入学願書・受験票の様式については、同校のホームページ(<http://www.kaibara-hp.jp/kango/>)からダウンロードし印刷した用紙の使用も可とする。)

(2) 入学考査料

2,200円

(3) 提出期間

平成21年12月7日(月)から同月15日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、入学考査料(定額小為替)を添えて簡易書留とし、平成21年12月15日(火)までの消印があるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒669-3309 丹波市柏原町柏原5208番地の1  
県立柏原看護専門学校

8 合格者の発表

平成22年2月5日(金)に県立柏原看護専門学校において掲示するとともに、同日付けをもって合格者に通知する。

9 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年11月6日(金)までに県立柏原看護専門学校に申し出ること。

10 受験についての問い合わせ先

県立柏原看護専門学校  
電話 (0795) 72-0528



**兵庫県病院局告示第18号**

兵庫県立淡路看護専門学校学則(平成14年兵庫県病院局管理規程第24号)第12条第1項の規定により、平成22年度兵庫県立淡路看護専門学校の入学試験を次のとおり実施する。

平成21年10月20日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

1 募集人員 40人

2 修学年限 3年

3 試験日時

平成22年1月22日(金)午前9時から午後5時まで

4 試験場所

南あわじ市広田広田656番地の1 県立淡路看護専門学校

5 試験の方法及び科目

(1) 学科試験

国語総合(古文及び漢文を除く。)、数学I・数学A及び英語I・英語II

(2) 面接

6 受験資格

高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(平成22年3月卒業見込みの者を含む。)又はその他学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定に該当する者(入学時において該当する見込みの者を含む。)個別に入学資格審査が必要な者は、平成21年11月6日(金)までに県立淡路看護専門学校まで申し出ること。

7 受験手続

(1) 提出書類

入学願書その他の添付書類

(県立淡路看護専門学校において配布する。)

(2) 入学考査料

2,200円

## (3) 提出期間

平成21年12月7日（月）から同月15日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

なお、郵送による場合は、入学考査料（定額小為替）を添えて簡易書留とし、平成21年12月15日（火）までの消印があるものに限り受け付ける。

## (4) 提出先

〒656-0122 南あわじ市広田広田656番地の1  
県立淡路看護専門学校

## 8 合格者の発表

平成22年2月5日（金）に県立淡路看護専門学校において掲示するとともに、同日付けをもって合格者に通知する。

## 9 その他

視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成21年11月6日（金）までに県立淡路看護専門学校に申し出ること。

## 10 受験についての問い合わせ先

県立淡路看護専門学校  
電話（0799）45-1115

## 病 院 局 辞 令

平成21年9月30日付

（県立柏原病院参事兼診療部長・地域医療連携部長・外科部長・リハビリテーション科部長）

上坂邦夫

願により兵庫県職員を免ずる

平成21年10月1日付

田中賢一

県立がんセンター診療部消化器外科部長に補する

田中浩之

県立がんセンター診療部泌尿器科部長に補する

（県立柏原病院院長兼県立柏原看護専門学校長）

大西祥男

県立柏原病院参事（医療連携担当）に兼ねて補する

（県立柏原病院副院長兼部長・診療部産婦人科部長）

上田康夫

県立柏原病院副院長（診療支援担当）兼務を免ずる

県立柏原病院診療部長に兼ねて補する

（県立がんセンター参事兼診療部消化器外科部長）

中村毅

県立柏原病院副院長（診療支援担当）兼診療部外科部長に補する

（県立光風病院副院長兼社会復帰療法部長・診療部精神科部長・精神科救急医療センター精神科部長・県立西宮病院診療部内科部長）

岩尾俊一郎

県立光風病院副院長兼地域ケア部長・診療部精神科部長・精神科救急医療センター精神科部長・県立西宮病院診療部内科部長に補する

（県立がんセンター副院長兼診療部放射線診断科部長）

足立秀治

県立がんセンター参事（医療連携担当）に兼ねて補する

（県立柏原病院検査・放射線部長兼部長・診療部外科部長）

十倉正朗

県立柏原病院部長（手術・救急担当）兼務を免ずる

（県立がんセンター診療部消化器外科部長）

大野伯和

県立柏原病院部長（手術・救急担当）兼地域医療連携部長・診療部外科部長に補する  
 （県立光風病院診療部精神科医長兼精神科救急医療センター精神科医長）  
 大野 顕子

県立光風病院地域ケア部次長兼診療部精神科医長・精神科救急医療センター精神科医長に補する  
 （県立光風病院看護部看護長）  
 西村 充弘

県立光風病院部長（医療安全対策担当）付課長（安全対策担当）兼看護部看護長に補する

### 公 安 委 員 会 告 示

#### 兵庫県公安委員会告示第300号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成21年10月20日

兵庫県公安委員会  
 委員長 下村 俊子

#### 1 講習の種別、実施期日等

##### (1) 講習の種別

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

##### (2) 実施期日

平成21年11月24日（火）から同月27日（金）までの4日間

##### (3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

##### (4) 修了考査の実施

講習最終日に修了考査（40問100分）を実施する。

#### 2 受講対象者

受講対象者に制限はない。

#### 3 受付期間等

##### (1) 受付期間

平成21年10月26日（月）から同年11月6日（金）までの間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

##### (2) 受付定員

50人

#### 4 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

#### 5 申込時の提出書類

##### (1) 機械警備業務管理者講習受講申込書1通

##### (2) 顔写真をちょう付した履歴書1通

#### 6 受講手数料

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

#### 7 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

#### 8 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

#### 9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
社団法人兵庫県警備業協会

10 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166